

取扱い職種の範囲の明示

株式会社千代田教育書
代表取締役社長 平野 富美子

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号：13-ユ-300713）です。職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。また、事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

記

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
取扱い地域の範囲：国内全域

手数料に関する事項

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。

届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱いは、取締役平野竜也となります。

求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りません。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、取締役平野竜也となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものいたします。

苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、取締役平野竜也となります。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

【届出制手数料にかかる手数料表】

サービスの種類および内容	手数料の額	
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス ※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。	成功報酬	期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
		期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）30%